

京都市告示第 365 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 28 日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
志水西向日停車場線	伏見区羽束師鴨川町238番地の2地先から	旧	メートル 16.10	メートル 3.35
	同区羽束師志水町17番地の9地先まで	新	16.10	5.61 ~ 7.00

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯1号線	山科区川田山田15番地の42地先から	旧	メートル 13.80	メートル 3.03
	同区西野山百々町271番地の3地先まで	新	13.80	6.63 ~ 7.10

疏水右岸通	伏見区堀詰町539番地の1地先内	旧	15.40	4.80 ~ 4.95
		新	15.40	6.00 ~ 6.01
久我14号線	伏見区久我森の宮町13番地の194地先内	旧	19.90	1.80
		新	19.90	4.20 ~ 6.74
深草経106号線	伏見区深草大門町5番地地先から	旧	21.50	1.80 ~ 3.00
	同区深草藪之内町27番地地先まで	新	21.50	2.16 ~ 4.54
深草緯36の2号線	伏見区深草藪之内町27番地地先から	旧	27.50	1.95 ~ 2.80
	同区深草石峯寺山町45番地地先まで	新	26.50	1.82 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)